

## 『高倉永豊卿記』紙背文書の翻刻と紹介

榎原雅治  
木下聡  
谷口雄太  
堀川康史

### 解題

『東京大学日本史学研究室紀要』一八号(二〇一四年三月)掲載  
「『高倉永豊卿記』の翻刻と紹介」において全文を紹介した東京大学史料編纂所所蔵『高倉永豊卿記』(架蔵番号・〇一七三・一六)二冊は、表紙を含む料紙のほぼ全丁にわたって紙背文書が存在する。本号はその翻刻を紹介するものである。

『高倉永豊卿記』は、現在、原態どおりに袋綴装となっているため、直接紙背文書を見ることはできない。しかし一九九六年、史料編纂所史料保存技術室において同記の解体修理を行った際に、日記本文とともに紙背文書も撮影され、ついで紙背文書の影写が作成された(影写者和田幸大、校正者山口隼正、影写・校正の完了は二〇〇〇年三月)。したがって紙背文書の全体は、写真帳『高倉永豊卿記』(架蔵番号・六一七三・四〇七)、および影写本「高倉永豊卿記紙背文書」(架蔵番

号・三〇七一・〇七・四三)で見ることができるといえる。

紙背文書のほとんどは高倉永豊のもとに届いた書状、もしくは永豊の書状の下書きと思われるが、首尾ともにそろっているものは少ない。しかしながら、永豊と親交のあった北畠教具(寛正三年冬記8丁)、高倉家と金融取引のあった禪永(寛正三年冬記10・13・25丁)など、日記に登場する人物の書状が含まれている。日記に登場する人物ではないが、寛正三年冬記15・16丁の紙背文書は、高倉家領の竹田に関する蔭涼軒主季瓊真薬の花押をともなった自筆書状である。真薬の自筆書状はこれまでに伏見宮本『建内記』嘉吉元年(一四四一)七月五日記に貼り継がれた文書しか知られておらず、貴重なものといえよう。

文安二年夏記紙背文書には將軍家の装束にかかわる記述が散見されるが、8丁の紙背文書には、永豊が「かまくらとの」の装束を調達するとの記述が見える。この「かまくらとの」は、『高倉永豊卿記』同年四月二五日条ほかに登場する「鎌倉殿」のことであろう。永享の乱のち、宝徳元年(一四四九)に足利成氏が鎌倉公方に補されるまで

の間、京都に「鎌倉殿」と呼ばれる人物、おそらく将来の鎌倉公方に予定されている人物がいたことが知られる史料として貴重である。ただし、当時、成氏は信濃にいたのでこの「鎌倉殿」は成氏ではなく、だれのことであるかは現時点では特定できない。後考を俟ちたい。

紙背文書で注目されるのは、高倉家の家司が判明する文書が含まれることである。寛正三年冬記10・13・25丁には「高畠式部」、同19丁には「清水左京亮」に宛てられた書状が見られるが、「高畠式部」宛の書状はいずれも「可有披露」の書正文言をもっていることから高倉家の家司と考えられる。また「清水左京亮」は『高倉永豊卿記』同年一月一日条で、徳政一揆の起きた高倉家領竹田三ヶ庄に、一揆参加者逮捕のために下向している「左京亮」のことであろう。したがって彼もまた高倉家の家司と考えられる。

『高倉永豊卿記』紙背文書以外で、高畠・清水の名字をもつ高倉家の家司が登場する文書を、本稿の末尾に参考史料として掲げておいた。1と2は竹田三ヶ庄の一つ芹河庄の莊務に関するもので、1には清水と高畠の二人が「頭中納言」（高倉永豊）の「内者」であることが明記されている。2では宛所に「清水左京亮」と「高畠備中」が登場する。この「高畠備中」は、先述した『高倉永豊卿記』寛正三年一月一日条で「清水左京亮」とともに竹田に下向している「備中入道」のことであろう。「備中入道」は、同じく寛正三年の一月五日条に將軍義政の直垂調進料の請取手として、一月一三日条に高倉家の粥会の担当者として登場している。さらに文安二年記に遡れば、四月四日条に、翌日より高野参詣に向かう永豊への餞送の主催者として登場する「備中守」が「備中入道」の若き日の姿であろう。また1の署判者である聖祐と宗清のうち聖祐は法名と見られるから、この二人はそれ

ぞれ「高畠 備中入道」「清水左京亮」に比定できよう。

5は淳和院領の名主職を常灯料として東寺に宛行う補任状である。本紀要一八号において、西院（淳和院）が高倉家領であった可能性を指摘しておいたが、5の補任状が高畠備中入道実円によって発給されていることよって、西院が一五世紀末まで高倉家領であったことが確かめられる。年代的にみて、実円は聖祐の子、紙背文書に登場する「高畠式部」の長じた姿ではあるまいか。

3・4は竹田庄内にある勸修寺、東寺の散在領に関する文書である。竹田庄が高倉家領であること、署判者の清久が高倉家家司の粟津清久と考えられることから、高倉永継（文明一〇年（一四七八）は前参議）の御教書と判断した。宗勝は清水左京亮（宗清）の一族である可能性があるので、ここに収めた。

文書以外では、『言国卿記』文明一三年（一四八二）正月二日条に「藤宰相青侍共礼二来、高畠式部・清水左京亮・クラチ加賀・粟津弥四郎」とあって、高倉家から高畠式部・清水左京亮らが正月の賀礼の使者として山科言国を訪問していたことが知られる。言国の妻の父は高倉永継であったため両家の関係は深く、このほかにも山科家関係の記録には高畠、清水の名前が散見される。なお、この二人とともに青侍として登場する粟津氏については、高倉家の家司として活動記事が多く存在するが、応仁以前に遡る時期の記事は現在のところ見つけていないので、ここでは割愛した。

（榎原雅治）

## 翻 刻

### 凡例

- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、原本の改行については印行上その体裁を改めた場合は「」を以て示した。本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□あるいは□で示した。判読不能の抹消文字は同じく■とした。重ね書きは、下に書かれた文字を(×□)で示した。
- ・挿入記号は○で示した。
- ・翻刻者による校訂注は(ハ)、人名・地名注などは(一)で示した。
- ・各文書の冒頭には文書番号および文書名を付し、(一)内に丁数および該当記事の日付を記した。
- ・必要に応じて接文を付した。
- ・判読できない署名は、末尾に写真を付した。

### 【文安二年夏記紙背文書】

- 1 高倉永豊書状案(表紙ウラ)  
さても御うれしき、ことの葉「にもつくしかたくおほえさせおハし」まして候、さりながら「ふしきなるところ」御らんさせ給候、「御はつかしくこそ候へ、かまへて又」ふとおほしめしたち候ハ、(以下空白)

### 2 高倉永豊書状案(1丁ウラ・四月一日条〜四日条途中)

御つかハし候了

返申 高札

筆にも 芳許

文御めつらしく 芳札委細承候了

貴札 尊札

と、にをよひ候 まいるましく候

芳札委細承候了、彼間事「連々蒙仰候、已前之儀失面」目候之間、

何とてさ様の儀候へきにて候、此間も方々より申□を「ハ不承」引

候つ、雖然今又彼仁「申入候処、如此預御口入候上者、」兎も角も

可随御意候、然者「一所務事にて候へハ、堅請文をも」致沙汰、補

任をも可遣候、当年反「錢を懸候之由承及候、さ様子細」をも彼仁

を被召候て、委御尋候て、「

なか〜おもひよらす候 雖然雖然

と、におよひ候 所詮平

### 3 高倉永豊書状案(折紙)(2丁ウラ・四月四日条途中〜九日条)

若公様正月御「直垂要脚参貫」五百文、御祝の時「御装束料足残

参」貫七百文(以下空白)

### 4 高倉永豊書状案(折紙)(3丁ウラ・四月一〇日条〜一四日条途中)

若公様正月御「直垂要脚参貫」五百文、御祝之時御「装束料足残

参」百七百文、彼是七(以下空白)

### 5 高倉永豊書状案(4丁ウラ・四月一四日条途中〜二〇日条途中)

先日参会本望候、「兼又馬事、可被御覧候由」承候之間令申候、御

用候者、御入京の御次に可有御立寄」候哉、(以下空白)

6 高倉永豊書状案(5丁ウラ・四月二〇日条途中、二五日条途中)

芳札委細承候了、彼間事、連々蒙仰候、已前之儀「失面目候之間、何とてさ様の」儀候へきにて、此間も方々より「申候をハ不承引候つゝ。今又彼」仁申入候之處、如此預御口入候」上者、兎も角も可随御意候、「然者一所務事にて候へハ、堅請」文をも致沙汰、補任をも可遣候、「当年反錢を懸候之由承及候、さ様」子細をも彼仁を被召候て、委御」尋候て、可被仰定候哉、返々於身」候てハ、旁背本意候、併期面会(後欠)

7 高倉永豊書状案(6丁ウラ・四月二五日条途中、晦日条)

御札殊に恐悦候、如仰」此間者、不申入候、所存之」外候、何とやらん(以下空白)

8 高倉永豊書状案(7丁ウラ・五月一日条、六日条)

此間連々申承本」望候、今朝注給候分、「伊勢方へ申遣候了、御」領事、可為如何候哉、御」左右早々蒙仰候て」可申付候、来廿三日間(以下空白)

9 高倉永豊書状案(8丁ウラ・五月七日条、一二日条)

此間者恐鬱候、何事とも」御座候哉、さて御所さま御大口ハ」近日ハめされ候ましきやらん、かまくらとの、御装束を、伊勢」蒙仰給候を、永豊あつらへ候、かい候」□□もいそきてと申候、廿三日に下向候、「さ候ハすハ廿六日と申候、それに京にて」おらせ候へ

ハ、御大口いてきかたき由」申候、若いてき候ましきにて候ハ、「御所さまの御大口一具候を、先まいらせ」候て(以下空白)

10 装束要脚注文(折紙)(9丁ウラ・五月一三日条、一八日条途中)

御所様正月御」装束要脚」式拾五貫九百文」此内千疋出候、「若公様御祝御装束」式拾七貫八百文」此内二千疋出候、

11 高倉永豊書状案(10丁ウラ・五月一八日条途中、二四日条途中)

如仰八朔御慶珍重々々、「抑佳例御笠三本令拝領」□、千秋万歳祝着畏入候、「毎年被懸賢慮候之間、過分之」至候、仍香炉・卓令進入候、「殊軽微之至、其恐不少候、」可為万秋佳例之由可得(二本の墨線により全体を抹消する)

12 高倉永豊書状案(11丁ウラ・五月二四日条途中、二九日条)

〔彌生書〕  
吉田殿進候、永豊」

きと一紙為恐候、

今日精進にて候を失」念仕候て、可参之由申候、「無正躰候、所詮自由候へ」とも、精進御沙汰候て給候□□」悦入候、今朝出仕申候之□□」定可遅参候、不可有御待候、「心事期面候、恐々謹言、

二月廿一日  
永豊

13 高倉永豊書状案(12丁ウラ・六月一日条、五日条)

さても先夜之式難忘候、「昨日活計又難謝候、只」代物こそおしく候つれ、比興候、「何事とも御座候哉、御床敷候状、(以下空白)

14 高倉永豊書状案 (13丁ウラ・六月六日条〜一〇日条途中)

昨日参会本望候、「兼又内々申入候過書」事、此分被仰付候て「給候ハ、畏入候、月輪<sup>(家補)</sup>参洛」候とて申候之間、申入候、「無子細候者、やかに可給候、「明日下向候と申候、返々」無心之申状恐入候、「旁以参拜可申候、(後欠)」

15 高倉永豊書状案 (14丁ウラ・六月一〇日条途中〜一六日条)

八朔之儀、祝言計申「入候之処、重宝濟々令」拜領候、迷惑祝着相「半候、返々御意之至、難」謝候、(以下空白)

16 高倉永豊書状案 (15丁ウラ・六月一七日条〜二二日条)

(前欠) 約束可仕候、いつれか可然候、「承候て可申付候、返々明日」事ハ面々指合候とも、吉井」など計御同道候て、御出候て御遊候ハ、本望候、委細御返事」大切候、猶(以下空白)

17 高倉永豊書状案 (16丁ウラ・六月二三日条〜二七日条途中)

先日参会本望候、「兼又小馬事、先召仕候そと」承候之間、未立置候、御出京の「次に可被御覧候哉、又其人を」可進候、(以下「覽」を十度書く)

18 高倉永豊書状案 (17丁ウラ・六月二七日条〜晦日条)

(前欠) 明日事ハ面々指合候共、「入来候へきにて候ハ、彼者を」も約束可仕候、御左右を可」承候、比興候、併期面拜候、「恐々謹言、

二月廿八日

永豊

19 高倉永豊書状案 (裏表紙ウラ)

よへの」さても御うれしき、ことの葉」にもつくしかたくおほえさせ」おハしまして候、さりながら「みくるしき事ともにて」御はつかしくこそ候へ、「かまへて〜いかさま又」<sup>(×)</sup>「おほしめしたち候ハ、」させおはしまし候ハ、「かたく□□うれしく候へく候、「心の事ニ、しりまいらせ候はて、御やうになれ候、(後欠)」

【寛正三年冬記紙背文書】

20 某書状 (表紙ウラ)

(前欠) 候て始中終□□猶々被(後欠)

(切封墨引)

殿

21 某書状 (1丁ウラ・一〇月四日条途中〜七日条)

芳札之旨先以承悦候、「明日祭礼御察□□」<sup>(御)</sup>「荷両種送給候、」不存寄御沙汰、迷惑候、「能々可令賞翫候、祝着」千万々々、併期面謝候也、「謹言、

七月十八日

22 某書状 (2丁ウラ・一〇月八日条〜二一日条途中)

比日不致寒温」候、誠積鬱無極候、「□愚身歡樂少」□減候間、近日可」出仕申候、自然之時」奉憑候、心得候、事々付面展候、恐々謹言、

極月□

□ (花押) 長1 寛1

23 某書状(3丁ウラ・一〇月一日条途中〜二五目条)

「已前之病者待」□ねられ候被婦候、「□罷帰候、」早速被仰付給候ハ、目出候、恐惶謹言、

七月廿五日

□

24 狛治房書状(4丁ウラ・一〇月一六日条〜一九日条途中)

御慶雖事旧候、尚々不可有」尽期候、珍重幸甚々々、「□祈祷事、殊以抽懇祈丹誠候、」□并任佳例□□進候、為御祝着候、御慶尚々参仕」言上可仕之由、内々可得御意候、恐惶謹言、

正月五日

治房上

人々御中

25 某書状(5丁ウラ・一〇月一九日条途中〜二二日条途中)

(前欠) 以其御次被懸御□□畏悦候、毎事期□□、□□誠恐謹言、

二月六日

(切封墨引)

□□  
真〇写  
真2写

26 土御門有季進上目録(折紙)(6丁ウラ・一〇月二二日条途中〜二四日条)

日条)

御太刀一腰

練貫 一重

以上

有季<sup>(土御門)</sup>

27 高倉永豊書状案(7丁ウラ・一〇月二五日条〜二六日条)

就因州知行分事、被成下御奉書」候之処、今度守護(以下空白)

28 北畠教具書状(8丁ウラ・一〇月二七日条〜晦日条)

今春未述祝詞、恐鬱」無極候、千喜万悦、定御」□候、□珍重々々、抑」雖不珍候、一種<sup>二本</sup>令」進之候、輕微其憚候、」心事期後信候、恐々謹言、

二月廿二日

教具<sup>(北畠)</sup>

冷泉殿<sup>(高倉永豊)</sup>

29 北畠教具書状封紙(9丁ウラ・二月一日条〜三日条途中)

冷泉殿

(切封墨引)

30 禅永書状(10丁ウラ・二月三日条途中〜七日条途中)

(前欠) する間、今朝も人遣候、□□如此御返事仕候、巨細以□□上可申入候、此之由心得候て、能々」可有披露候、恐々謹言、

九月一日

禅永

(切封墨引)

中納言僧都

高島式部殿

31 某書状(11丁ウラ・二月七日条途中〜一〇日条)

(前欠) 恐惶謹言、

九月十一日

□  
真〇写  
真3写

※12丁は紙背文書なし

(切封墨引)

32 禅永書状(13丁ウラ・十一月三日条途中、一六日条途中)

(前欠) 有披露候、恐々謹言、

八月十日

禅永

(切封墨引)

中納言僧都

高島式部殿

33 細川持賢書状(14丁ウラ・十一月二六日条途中、一九日条)

(前欠) 失本意候、旁期参候、恐惶謹言、

八月八日

(細川持賢)  
道賢(花押)

(切封墨引)

道賢

34 季瓊真薬書状封紙(15丁ウラ・十一月二〇日条、二三日条途中)

蔭涼軒

真薬

35 季瓊真薬書状(16丁ウラ・十一月二三日条途中、二七日条)

猶々代管被押置候由「申候、御折紙」を一筆給候

者、「所仰候、

其後者不能拜顔候、御」床敷存候、仍輪藏寺領」小田地竹田之内、  
当知行于今」無相違候、支証明鏡之事候、「殊当御代安堵御判拜」  
領之事候、其本御心得被置候て、「堅被仰付候者、可畏入候、委  
細」使僧可申入候、可得御意候、「恐惶敬白、

十一月四日

(季瓊)  
真薬(花押)

人々御中

36 某書状(17丁ウラ・十一月二八日条、二月二日条)

夜前参拜本望候、「濟々活計難申尽候、兼」又雖左道之至候、兩  
宮」御被二合、千匏五百本」進之候、何様今夕」又可参申候、事々  
期」(前カ)期参拜候、恐々謹言、

十二月八日

同じかと

37 某書状(18丁ウラ・十一月三日条、五日条途中)

尚々態御札かへす、かしこ」まり入存候、今日先  
草を下さり、「御うれしく存候へく候、うり草」ある  
き候ハす候、

昨日ハ入御、返々かしこまり入存」仕候て、煩をも申入候ハす候、  
御心安」思食候へく候、何時にても光の御」宿をは可仕候、さては  
昨日の月毛、「先あつかりをき候へく候、如仰愚意」あひ候ハ、  
代物を可進候、但今之時分、「何ともれうけんも候ハす候、則人を  
進候、「ひかせられ候て下され候ハ、かしこまり」可存候、まめ  
やかに、われ、かはみ物」さへ候ハねとも、草の時分何共面  
白候」ほとに、先をき候て見度存候、草の」御座候ハんする時は、

下され候ハ、かしこまり」存候へく候、たのみ入存候、かしく、

38 某書状（折紙）（19丁ウラ・二二日五日条途中〜七日条）

取乱之間、折紙」候、誠恐入候、

輕微至雖憚」入候、折節見」□之間、筭」□本進之候、」御上愛候者為悦候、」次彼大儀、来月」中旬比、可定之」心中候、旁大儀」迷惑候、何様近日」令參拜候、恐々謹言、

五月廿四日

□□（花押）  
貞4の寫

清水左京亮殿

39 伊勢貞親書状（20丁ウラ・二二日八日条〜二〇日条途中）

（前欠）兵部方へも可申候、」恐惶謹言、

五月廿日

貞親（伊勢）（花押）

人々御中

（切封墨引）

伊勢守

40 永弘書状（21丁ウラ・二二日〇条途中〜二一日条途中）

八朔御慶珍重々々、」抑賀例招午房」進覽之仕候、併表祝」言計候、此由可得御」意候、恐惶謹言、

八月一日

永弘（カ）

人々御中

41 室町殿厩造立御祝次第（折紙）（22丁ウラ・二二日一日条途中〜一

四日条途中）

永享六・二・四

三間御厩（指御馬）

□御一献（三献）參

□事（不注殿候）

太刀（金）

折紙少分進上、

42 某進上目録（折紙）（23丁ウラ・二二日四日条途中〜二七日条途中）

太刀 一腰（金）

□炬 一（胡鬚）

卓 一

已上

43 某書状（24丁ウラ・二二日一七日条途中〜一九日条途中）

（切封墨引）高倉殿

只今參拜本望候、兼又」御南隣勢州へ罷出候ハ」するとて候、可同道候坎、然者」□計可遣候坎、五百疋計」□紙仕候へき坎、如何、先」別可得御意候処、忘却」無正躰候、猶期參拜候也、」恐惶謹言、

七月廿二日

□□（〇31と  
同じか）

44 禪永書状（折紙）（25丁ウラ・二二日一九日条途中〜二二日条）

一昨日御物語候」つる御売物金覆輪」□候者、十ふり」□を被仰付候て、」□候者可畏入」□候、若十ふりまで」□すハ其より納候て」□可被懸御意候、」此之由心得候て、可」有披露候、

恐々」謹言、

七月十四日

禪永

高島式部殿

45 諸橋村秀書状 (26丁ウラ・二月三日条〜二四日条)

(前欠) 不及申候、此由能々可有」御披露候、恐々謹言、

七月三日

村秀 (花押)

(切封墨引)

諸橋

46 高倉永豊書状案 (27丁ウラ・二月二五日条〜二七日条途中)

「就御料所廻舟事、先度 (以下空白)

47 高倉永豊書状案 (28丁ウラ・二月二七日条途中〜二八日条途中)

「就御料所廻舟事、先度被仰出之趣申下」候之处 (以下空白)

48 某書状 (29丁ウラ・二月二八日条途中〜晦日条)

仲秋之御慶重疊、不可有際限、可被任御意候、幸甚々々、兼又雖

左」道之至憚存候、例式之」笠三本、令進覽候、嘉例之儀計候、

尚々」其憚不少候、恐惶謹言、

49 高倉永豊書状案 (30丁ウラ)

御番に御祇候候らん (以下空白)

50 某進上目録 (折紙) (裏表紙ウラ)

香炉 胡銅 卓

□合 □

引合 十帖

已上

【参考史料】

1 高倉永豊御教書 (東寺百合文書ウ函一〇〇)

「竹田三ヶ庄、此間三条殿知行之、然頭中納言方寛正二年安堵之、

就之竹田庄之内八段 女御田、(折) 荷川庄之内一町 水田庵田、 以上一町八反、号

三ヶ庄之内違乱之、雖然出帶支証依申披、被出渡状了、仍公事落居

了、折紙判形兩代官 頭中納言内侍、高島

竹田芹河庄内」田地壹町八段之」事、如元可被」渡付東寺雜掌」之

由、被仰出候也、」仍執達如件、」

四月廿二日

宗清 (清本) (花押)

聖祐 (高島) (花押)

下司殿

竹田芹河 政所殿

2 山県正憲芹河庄内田地請文 (「大徳寺文書別集真珠庵文書之四」四二

九)

「芹川庄二十二坪二段大田請文案文 (複製本、寛正式、十一、廿五)

芹川庄内式拾」式坪式段大田之」公方御年貢事、」任惣庄之例、不

可有」不法懈怠之儀候、」仍之状如件、

十一月廿五日

山原寺次郎  
正憲

高島備中殿

■水左京亮殿

御奉行所

3 高倉永繼御教書（勸修寺文書四）

当庄内勸修寺「御門跡供僧職」事、如先々可被「渡申之由、依仰」

執達如件、

九月廿日

清久（花押）

宗勝（花押）

政所殿

4 高倉永繼御教書（東寺百合文書ひ函一〇五）

東寺女御田「竹田庄之内捌段」・芹川庄之内捌段事、自寺家支証

出帯候者、本所「可然」様「歎可申由、数ヶ度」雖申未無其儀候、雖

然「奥田三郎次郎方、堅」詔言被申間、先兩人「以心得渡申者也、

仍執達」如件、

七月八日

清久（花押）

宗勝（花押）

両政所殿

下司殿

5 淳和院領田地地主職補任状（東寺百合文書卜函一三三）

「常灯田本所補任」

宛行 田地地主職事

合巻段小者 在右京八条坊城  
本所号淳和院領  
字西五条

右下地者、為東寺御影堂常灯」料所、永代知行不可有相違者也、

仍為後証補任之状如件、

明応元年十月一日

高島備中入道  
実円（花押）

写真1（22号）



写真2（25号）



写真3（31号）



写真4（38号）

